

児童手当・特例給付に係る放課後児童クラブ使用料の徴収等に関する申出書の提出について

放課後児童クラブ入所申請書を提出いただくに当たり、「児童手当・特例給付に係る放課後児童クラブ使用料等の徴収等に関する申出書」の提出をお願いいたします。

児童手当からの申出徴収の制度は、お子さんに関わる諸料金に滞納があった場合に限り、本申出により、児童手当から滞納している費用分を差し引いて支給するものです。

この申出書については、児童手当がお子さんのための給付であるという趣旨及び各費用負担の公平性を保つため、令和6年度申請分から放課後児童クラブの使用を希望する方全員に御提出をお願いしております。御理解と御協力をお願いします。

なお、児童手当からの徴収は、未納があった場合に限りますので、納期限内に納付いただいている場合は、児童手当は通常どおり支給されます。

記

- 1 提出方法 使用申請書の提出と同時に提出してください。
- 2 その他 北谷町から児童手当を受給していない世帯は、提出不要です。
(配偶者の単身赴任等により他市町村で受給している世帯、公務員で所属庁から受給している世帯など)

問い合わせ先	
北谷町役場	子ども家庭課
電話	098-936-1234
内線	2325